

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の実施について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親の低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象者

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止の者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 申請区分

- (1) 申請不要 上記2の(1)に該当する者(以下「申請不要者」という。)
- (2) 要支給申請 上記2の(2)又は(3)に該当する者(以下「要支給申請者」という。)

5 申請期限

令和5年2月28日(火)まで

6 支給方法

- (1) 申請不要者
区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童扶養手当の指定口座に振込む。
- (2) 要支給申請者
申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

7 周知方法

区報、区ホームページ、区SNSへの掲載のほか、児童扶養手当受給資格者に対し個別に通知する。

8 スケジュール

令和4年6月	議会報告 児童扶養手当受給資格者への個別通知発送
6月末	申請不要者への支給開始
7月	要支給申請者の受付開始
8月	要支給申請者への支給開始
令和5年2月末	申請受付期間終了
3月末	口座振込手続き完了期限

※ 今後、国からの通知等によりスケジュールは変更となる場合がある。

9 その他

低所得の子育て世帯（その他の世帯分）については、令和4年度の課税情報が判明したのち別途実施する。